

認知症高齢者グループホーム「ぬくもりの家」 重 要 事 項 説 明 書

作成日令和7年 4月 1日

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人和仁福祉会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 齋藤 仁一
所在地	宮城県石巻市山下町一丁目11番22号 0225-93-8353
法人の理念	社会福祉法人和仁福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行う。
他の介護保険関連の事業	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム和香園 〃 第二和香園 〃 仁風園 〃 涼風園 ケアハウスしおさい 第二種社会福祉事業 石巻デイサービスセンターやすらぎ荘 石巻稲井デイサービスセンター 万石浦デイサービスセンター 石巻市大森デイサービスセンター 老人短期入所事業（和香園、第二和香園、仁風園、涼風園） 稲井居宅介護支援事業所 大森居宅介護支援事業所 万石浦居宅介護支援事業所 石巻市稲井地域包括支援センター 石巻市河北地域包括支援センター

2. 事業所概要

名 称	認知症高齢者グループホーム「ぬくもりの家」
事業の目的	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
運営の方針	本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法及び関係する厚労省令等並びに石巻市条例等の趣旨及び内容に沿ったものとし、又、各種サービスを受けることにより、尊厳のある穏やかで安らぎのある生活を提供することを目指すものとする。
管 理 者	佐々木 新次
開設年月日	平成14年 3月15日
保険事業者指定番号	0470200395
所在地、電話・FAX 番号	宮城県石巻市大瓜字箕輪17番地 (電話) 0225-23-3822 (FAX) 0225-21-7221
交通の便	JR仙石線石巻駅下車、車で10分又は、宮城交通バス開北橋経由飯野川行きで15分、石巻商業高校入口停留所下車徒歩20分。
敷地概要（権利関係）	石巻市から無償貸与 敷地面積： 2,385.07 m ²
建物概要	構造： 木造平屋造り 延床面積： 377.87 m ²
居室の概要	9室（全個室）
共用施設の概要	台所、食堂、居間、浴室、トイレ、洗面所
緊急対応方法	利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡を取り適切な処置を講じます。
防犯防災設備 避難設備等の概要	設備として、消防法に基づき警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、消火設備、スプリンクラー設備を設置。

3. 職員の配置状況

職員の職種	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内 容
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長	0	1	0	0	・社会福祉施士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員	
管理者兼 介護従事者	0	1	0	0	・介護福祉士 ・ヘルパー2級	・認知症介護実践者研修 ・認知症対応型サービス事業 管理者研修
計画作成担当者 兼介護従事者	0	1	0	0	・介護支援専門員 ・介護福祉士	・認知症介護実践者研修
介護従業者	6	2	0	0	・介護福祉士4名 (内、社会福祉主事1名)	・認知症介護実践者研修3名

4. 職員の勤務体制

昼間の体制	3～4人 (うち早出7:00～16:00、1人。日勤8:30～17:30、1～2人。遅出10:00～19:00、1人)
夜間の体制	夜勤1人

5. 利用状況 (令和 3年 4月 1日現在)

利用者数	1ユニット当たり定員 9人 (ユニット数: 1ユニット)
------	------------------------------

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・ 面会時間は、通常午前7時00分から午後7時00分までとし、時間外の場合はあらかじめ電話などでご連絡ください。
- ・ 外出については、付添人のもと、外出届に必要事項を記入していただき、午後7時00分から翌8時00分を除き、いつでも可能です。
- ・ 外泊については、緊急時又はやむをえない事情を除き、外泊する時の3日前までに職員までご連絡下さい。又、利用者代理人には外泊届に必要な事項を記入していただきます。
- ・ 喫煙については、所定の場所をお願いします。
- ・ 所持品の持ち込みについては、下記のとおりとなっております。
衣類関係、洗面用具、タオル類(バスタオル・フェイスタオル等)、タンス等、寝具類一式、スリッパ、食器関係(ご飯茶碗、味噌汁碗、箸、湯飲み茶碗等その他必要物)、その他本人が愛用されている物、必要な物品(仏具・ポータブルトイレ等)については、ご相談に応じます。

7. サービスおよび利用料等

- ・ 食事、排泄、入浴（清拭）、着替えの介助等日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等を行います。

(1) 介護保険給付対象サービス費用

(1 割負担の場合)【1 日につき】

要介護区分 費用 の内訳	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	760	764	800	823	840	858
サービス提供 体制加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18	18

(2 割負担の場合) 【1 日につき】

要介護区分 費用 の内訳	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	1,520	1,528	1,600	1,646	1,680	1,716
サービス提供 体制加算 (Ⅱ)	36	36	36	36	36	36

(3 割負担の場合) 【1 日につき】

要介護区分 費用 の内訳	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	2,280	2,292	2,400	2,469	2,520	2,574
サービス提供 体制加算 (Ⅱ)	54	54	54	54	54	54

※以上の費用に介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 11.1%、介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 3.1%、介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%が加算されます。

(2)保険給付対象外サービス費用

家賃	36,000/月 1,200/日 月の途中における入退居については日割計算となります。
食材料費	800/日 (朝食 200 円、昼食 300 円、夕食 300 円) おやつ代を含みます。
水道光熱費	22,500/月 750/日 月の途中における入退居又は外泊については日割計算となります。
個人消耗品の費用	個人で使用了消耗品は、実費精算で自己負担となります。
その他	日常生活上必要となる用品、趣味活動で使用する物品等、その他の入居者本人に負担していただく事が適当であるものに係る費用は自己負担となります。

(3) 利用料金の支払方法

・利用料の支払いは1ヶ月ごとに発行する請求書に基づき現金で支払っていただきます。

8. 協力医療機関

協力医療機関名	医療法人社団 仁明会 齋藤病院
所在地	宮城県石巻市山下町一丁目7-24
電話番号	0225(96)3251
診療科目	内科、脳神経内科、循環器科、呼吸器科、心臓血管外科 リハビリテーション科、消化器科、糖尿病外来、
入院設備	148床

9. 協力施設

協力施設名	社会福祉法人和仁福祉会 特別養護老人ホーム第二和香園
所在地	宮城県石巻市大瓜字箕輪17番地
電話番号	0225(23)3811
入所定員	70床(内、ショートステイ20床)

10. 苦情解決体制

(1) 当事業所における苦情の受付窓口

TEL 0225-23-3822

担当分野	職種	氏名	専従・兼務の別
苦情受付担当者	施設長	三浦祐司	兼務（特養施設長）
苦情受付担当者	管理者	佐々木新次	兼務（介護従事者）
第三者委員	評議員	阿部春男	電話 0225-82-5489
第三者委員	評議員	渡辺秀彦	電話 0225-96-1288
苦情解決責任者	施設長	三浦祐司	兼務（特養施設長）

受付時間 毎日8：30～17：30

（ただし、時間外の受付は夜勤の介護従業者があたります。）利用者の苦情に迅速かつ適切に対応し、解決、改善策には誠意をもって取り組みます。又、解決・改善の結果については、サービスの信頼性を向上するため公表します。

※本体施設の第二和香園でも受付致します。（電話0225-23-3811）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

石巻市保健福祉部 介護福祉課	所在地 電話番号 受付時間	石巻市穀町14-1 0225-95-1111 9：00～17：00
国民健康保険団体 連合会、介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉一丁目2-3 022-222-7700 9：00～16：00
宮城県社会福祉協議会 「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」	所在地 電話番号 FAX	仙台市青葉区本町三丁目7-4 022-716-9674 022-716-9298

1 1. 事故発生時の対応及び損害賠償について

1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族などに連絡し必要な措置を講じ、又、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、不可抗力による場合を除き、その損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて下記のとおり損害賠償責任保険に加入しています。

損害賠償責任保険加入先：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

1 2. 秘密保持について

1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

1 3. 身体拘束等の禁止について

1 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

2 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4. 虐待防止について

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 : 三浦 祐司
虐待防止に関する担当者	管理者 : 佐々木 新次

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 情報の開示について

事業者は、利用者及びその家族の求めに応じ、介護及び看護等のサービス提供記録、収支決算書を開示します。

1 6. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	①あり	実施日	令和元年11月22日
		評価機関名称	特定非営利活動法人 介護の社会化を進める 一万人市民委員会宮城県民の会
		結果の開示	インターネット (WAM NET) 公表
	2なし		

同意書

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者) 社会福祉法人 和仁福祉会

理事長 齋藤 仁一 印

事業所名 認知症高齢者グループホーム「ぬくもりの家」

住所 石巻市大瓜字箕輪17番地

説明者名 管理者 佐々木 新次 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所

氏名 _____ 印 _____

(利用者代理人)

住所

氏名 _____ 印 _____

(身元引受人)

住所

氏名 _____ 印 _____